鹿児島県公報

令和7年11月18日(火)第670号



発 行 鹿 児 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集 総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- ○生産事業者の登録
- ○保安林の指定
- ○川内港港湾計画の変更の概要
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○落札者等の公告

(県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 2

公安委員会告示

告

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 3

(森林経営課取扱い) 1

(港湾空港課取扱い) 2

(森づくり推進課取扱い) 1

(大隅地域振興局取扱い) 2

鹿児島県告示第662号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により,次のとおり生産事業者とし て登録した。

令和7年11月18日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住 所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地	
第10066	熊澤 祐介	種穂の採取	熊林	
号	西之表市安城2618番地25	幼苗の育成	西之表市安城2618番地25	

鹿児島県告示第663号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

令和7年11月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

鹿児島市西佐多町1923番1, 1935番, 2226番3, 2360番1, 3181番, 4371番10, 4392番, 4652番, 4654番 1

- 2 指定の目的
 - 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第664号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3の規定により、川内港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお,変更後の川内港港湾計画は,鹿児島県土木部港湾空港課(鹿児島市鴨池新町10番1号) において縦覧に供する。

令和7年11月18日

川内港港湾管理者 鹿児島県 代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

令和元年11月29日鹿児島県告示第544号によりその概要を告示した川内港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

土地利用計画(変更)

地区名	面積(ヘクタール)	用途
唐浜地区	21 (21) 1 (1) 2 (2)	埠頭用地 交通機能用地 緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接 に関連する土地利用計画面積で内数である。

大隅地域振興局告示第36号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年11月18日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者		* + + -	障害児通	
h The	== += lub	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	種類
はっぴーone号	鹿屋市川西町	株式会社純隆	鹿屋市新川町	吉留幸一郎	令和7年	児童発達
	2442番地 1		5450番地10		11月7日	支援・保
						育所等訪
						問支援

公告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和7年11月18日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯淺敏典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 核医学診断システム (ガンマカメラ) 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課 鹿屋市札元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日 令和7年10月15日

- 4 落札者の氏名及び住所 アイティーアイ株式会社鹿児島支社 鹿児島市西別府町2941-53
- 5 落札金額 84,920,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 令和7年9月2日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第117号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年11月18日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P/冴えない彼女の育てかた/A	株式会社大都技研	5P0172
	0 1		
回胴式遊技機	LゴブリンスレイヤーⅡJZ	株式会社JFJ	530709